

○農林水産省告示第千九百四十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第
七十三号）別表一の十三の項の規定に基づき、昭
和五十四年六月三十日農林水産省告示第九百一
号（植物防疫法施行規則別表一の十三の項の「アメリ
カ合衆国から発送される乾草に混入したむぎわら
及びかもじぐさ属植物の茎葉に係る農林水産大臣
が定める基準を定める件」の一部を次のように改
正する。

平成八年十二月十三日

農林水産大臣 藤本 孝雄

一中「スタンダードベイル」の下に「及び圧縮
されたベイル」を加え、四中「乾草の束内の温度
十度以上で」を「スタンダードベイルについて
は乾草の束内の温度十度以上で、圧縮されたベ
イルについては乾草の束内の温度二十度以上で、」に
改める。